

5．費用負担（1）

Q 改修工事において、電気工事・給排水工事も出店者負担となりますか？

A 給排水管への接続、分電盤からの配線工事は出店者負担でお願いします。

6．出店に当たりの条件（1）

Q 万が一、一切の使用が困難になった場合の補償契約はございますか？

A (11)に該当しなければ民法上の損害賠償の責を負うことになると考えています。なお、(11)の「法令上の必要」とは、消防法等関連法規の改正があり、喫茶店の出店を継続していただくために多大な設備改善を当院が実施しなければならなくなった場合、「医療提供上の必要」とは、当院が県民に期待されるレベルの医療の提供を継続していくうえで、どうしても喫茶店の出店場所を必要とする場合等、当初想定しえなかった重大な事情変更が生じた場合を想定しています。

6．出店に当たりの条件（8）

Q 現設備の詳細などの状況と引渡しの状態をご教示ください。

A 設備の改修工事はこれから着手するので、現地確認を申し込んで下さい。その時に説明いたします。

Q 現状復帰について上記引渡し状態への復帰ということによろしいでしょうか？

A そのように考えていただいてけっこうです。

Q 契約満了後、甲乙双方が了解した場合、現状での引渡しとなる部分もありますか？

A ありえます。

6．出店に当たりの条件（10）

Q バックヤードの場所が決まっていれば、ご指示ください。

A 当面は、本館1階の空きスペースとなります。具体的な場所が知りたい場合は現地確認をお願いします。ただし、将来的には、移動が予定されています。